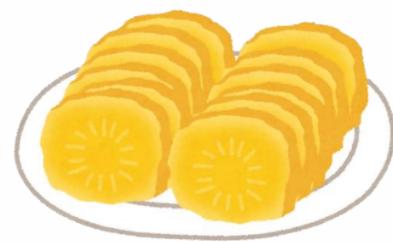




福岡県ふるさとの 漬物づくり応援事業



～漬物の伝統の味を次の世代に承継しよう！～

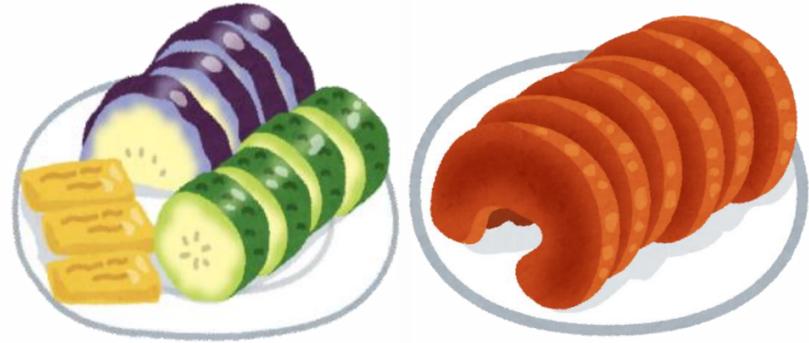
- 漬物を製造し販売する場合には、漬物製造業の営業許可を取得する必要があります。
- 県では、地域特産品である漬物の伝統の味を次の世代に承継するため、漬物を製造する農林業者等で構成する団体等が、営業許可を取得するために必要な施設整備、機械器具の購入に対して助成を行います。

補助対象者 (事業実施主体)	<ul style="list-style-type: none">• 漬物を製造する農林業者等で構成する団体 (2経営体以上)• 上記団体が共同で利用する施設の所有者 (JA、直売所等)
補助対象経費	県が定めた漬物製造施設基準に適合させるために必要となる次の経費 ① 施設の整備に要する経費 ② 機械器具の購入に要する経費 ※ 漬物製造許可申請手数料など事務手数料は補助対象外
補助率	1/2 以内(上限150万円)
主な要件	<ul style="list-style-type: none">• 構成員の半数以上が、令和3年5月31日以前から営業している者(経過措置適用者)で構成している団体であること• あらかじめ、整備後の施設が漬物製造施設基準に適合していることを保健所等に確認すること• 構成員に、県内で漬物の主たる原料を生産する者を含むこと• 施設整備後3か月以内に、漬物製造業の営業許可を取得すること

※ 事業の詳細については、裏面の問い合わせ先にご連絡ください。

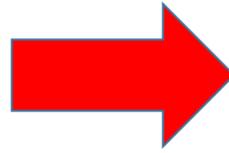
事業イメージ

このままだと漬物の製造・販売が続けられなくなる...



漬物を製造する
農林業者等の
グループ

営業許可取得に
必要な施設整備
機械器具の購入
に対して助成



漬物の伝統の味を
次の世代に承継！

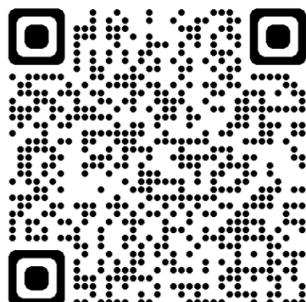
○ 問い合わせ先(事業内容)

福岡県農林水産部 経営技術支援課 女性農業者支援係		TEL: 092-643-3492	
福岡農林事務所 (農業振興課)	TEL: 092-735-6125	飯塚農林事務所 (農業振興課)	TEL: 0948-21-4955
朝倉農林事務所 (農業振興課)	TEL: 0946-22-3179	筑後農林事務所 (農業振興課)	TEL: 0942-52-5105
八幡農林事務所 (農山村・農業振興課)	TEL: 093-601-8852	行橋農林事務所 (農業振興課)	TEL: 0930-23-0382

○ 問い合わせ先(漬物製造業の営業許可:保健所)



福岡市



北九州市



久留米市



その他市町村